

# 江東区公報

## 規 則

### 目 次

#### ◎規 則

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(1) ..... 1

江東区組織規則の一部を改正する規則(2) ..... 2

#### ◎規 則(教)

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1) ..... 2

#### ◎告 示

保管自転車処分告示について(令和2年12月下旬)(2) ..... 4

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定取消しについて(4) ..... 4

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(6) ..... 4

特定子ども・子育て支援施設等の告示事項の一部改正について(10) ..... 4

保管自転車処分告示について(令和3年1月上旬)(12) ..... 4

区内地域密着型サービス事業所の指定について(15) ..... 4

保管自転車処分告示について(令和3年1月下旬)(17) ..... 5

行旅死亡人の告示について(18) ..... 5

都市計画法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事の完了公告について(20) ..... 5

区内居宅介護支援事業所の指定について(21) ..... 5

区内居宅介護支援事業所の廃止について(21) ..... 5

特別区道路線の供用開始について(23) ..... 6

#### ◎告 示(教)

江東区無形文化財の認定解除について(1) ..... 8

令和3年第1回江東区教育委員会定例会の招集(2) ..... 8

#### ◎告 示(選)

江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1) ..... 8

江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況(2) ..... 8

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月1日

江東区長 山崎孝明

#### ◎江東区規則第1号

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成12年3月江東区規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「第29条第2項」を「第30条第2項」に改める。

第8条第1項及び第2項中「協定建築主等」を「認定協定建築主等」に改める。

別記第1号様式中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改める。

別記第1号の2様式中「第29条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別記第10号様式中「第61条」及び「第62条第1項」を削る。

第2条 江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改める。

別記第1号様式中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。

別記第1号の2様式中「第30条第2項」を「第31条第2項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 2 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 2 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則 (昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「危機管理室を」の次に「、健康部に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を」を加え、同条に次の 2 項を加える。

8 新型コロナウイルスワクチン接種推進室に室長を置く。

9 新型コロナウイルスワクチン接種推進室は、新型コロナウイルスワクチン接種における総合調整に関する事務をつかさどる。

第 8 条第 3 項中「オリンピック・パラリンピック推進室」の次に「及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を加える。

第 8 条の 2 第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

2 江東区長の権限に属する事務の専決等に関する規則 (平成 2 1 年 3 月江東区規則第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「及び会計管理室長」を「、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長及び会計管理室長」に改め、同条第 5 号中「及び会計管理室次長」を「、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長及び会計管理室次長」に改める。

規 則 ( 教 )

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 1 月 2 2 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 1 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。



告 示

◎江東区告示第 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 1 月 12 日

江東区長 山崎 孝明

[別紙省略]

◎江東区告示第 4 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 13 日

江東区長 山崎 孝明

記

- 1 指定に係る道路の種類  
法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日  
令和 3 年 1 月 13 日
- 3 指定に係る道路の位置  
江東区北砂一丁目 229 番 3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員  
取消し 延長 23.90m 幅員 6.00m

◎江東区告示第 6 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 18 日

江東区長 山崎 孝明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
U I A I n t e r n a t i o n a l S c h o o l o f T o k y o	江東区木場 3 - 1 4 - 4 3 階	令和 2 年 1 2 月 1 1 日	認可外保育施設

◎江東区告示第 10 号

令和 3 年 1 月 18 日江東区告示第 6 号（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 20 日

江東区長 山崎 孝明

別紙の表中「江東区木場 3 - 1 4 - 4 3 階」を「江東区木場 3 - 1 4 - 4 2 階」に改める。

◎江東区告示第 12 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 1 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

[別紙省略]

◎江東区告示第 15 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 2 日

江東区長 山崎 孝明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1390800512
- 2 事業所の名称及び所在地  
グループホームきらら南砂元八幡  
東京都江東区南砂七丁目 12 番 3 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
スターツケアサービス株式会社  
東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号

代表取締役 山崎 千里

- 4 指定年月日  
令和3年2月1日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

域の名称	
2 許可を受けた者の住所・氏名	東京都渋谷区渋谷一丁目17番4 エムトラスト株式会社 代表取締役 松井 真紀

◎江東区告示第17号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年2月2日  
江東区長 山崎 孝明  
〔別紙省略〕

◎江東区告示第18号

行旅死亡人について

下記の者は、令和2年8月13日午後6時30分ころ、江東区白河2丁目18番11号三好マンション403で死亡しているところを発見されました。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和3年2月3日  
江東区長 山崎 孝明  
記

- 1 死亡人 本籍、住所及び氏名不詳、男性
- 2 特徴 白髪混じり、体格痩せ型、身長157センチ、推定50代、男性

◎江東区告示第20号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年2月4日  
江東区長 山崎 孝明  
記

1 開発区域又は工区に含まれる地	江東区南砂一丁目992番5の一部、同番6、同番7の一部
------------------	-----------------------------

◎江東区告示第21号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和3年2月5日  
江東区長 山崎 孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370806505
- 2 事業所の名称及び所在地  
ほっとスマイルCare木場  
東京都江東区木場六丁目4番2号KIビル
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
GCストーリー株式会社  
東京都江東区木場六丁目4番2号KIビル  
代表取締役 西坂 勇人
- 4 指定年月日  
令和3年2月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第22号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年2月5日  
江東区長 山崎 孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370805473
- 2 事業所の名称及び所在地  
カレッジケア  
江東区亀戸六丁目30番4-1107号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
ホープウェル株式会社  
東京都江東区亀戸六丁目30番4-1107号  
代表取締役 高舘 麻貴
- 4 廃止年月日  
令和3年1月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条  
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を  
開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 2 月 5 日から  
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

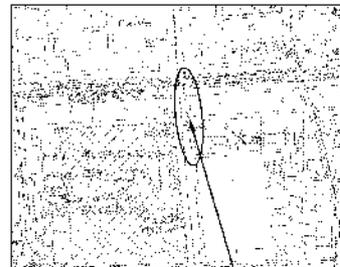
整理 番号	路線 名	供用開始の区間	備考
1	江 1 2 8 号	江東区亀戸一丁目 4 7 番 1 先から 江東区大島二丁目 1 1 4 番 8 先まで	なし

# 特別区道江128号供用開始略図

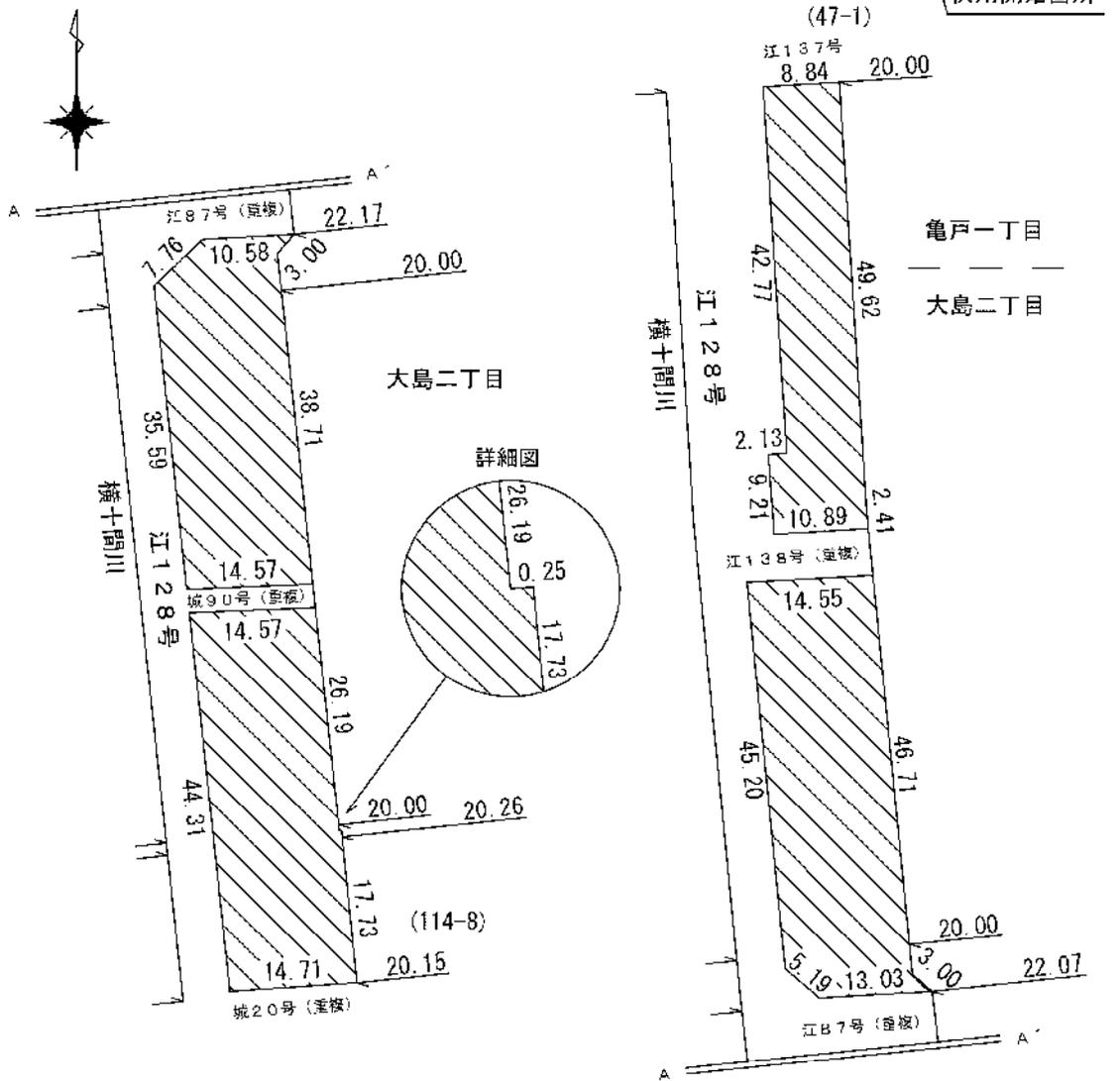
江東区亀戸一丁目、大島二丁目地内

 供用開始区域

面積 2,407.62 平方メートル



供用開始箇所



※ 数字はメートル  
※ ( )内は地番

告 示 ( 教 )

◎江東区教育委員会告示第 1 号

江東区文化財保護条例(昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号)第 11 条第 4 項の規定に基づき、下記について江東区無形文化財の指定(保持者認定)を解除する。

令和 3 年 1 月 12 日

江東区教育委員会  
記

指定(保持者認定)解除

1 江東区無形文化財(工芸技術)

(1) 手描友禅 江東区大島 5 - 40 - 5 - 408

和田 宣明

死亡のため(令和 2 年 9 月 13 日没)

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、令和 3 年第 1 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 3 年 1 月 19 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗  
記

1 日時 令和 3 年 1 月 22 日(金)

午前 10 時

2 場所 教科書センター(江東区教育センター内)

3 議題

日程第 1 議案第 1 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

4 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
ほか

5 協議事項

(1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

告 示 ( 選 )

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 2 年 1 月 6 日から令和 2 年 12 月 28 日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 28 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)第 3 条の 4 の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 8 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 号

令和 2 年 1 月 6 日から令和 2 年 12 月 28 日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の 12 の規定により準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)第 3 条の 4 の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 8 日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。